

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	57 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	53 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、前夫との婚姻期間のうち、平成元年4月に私が住民票をそのままにして家を出て、別居を開始するまでは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、A市役所で毎月納付していた。申立期間の納付書は、A市役所から1年分をまとめて送ってきていたのを記憶している。申立期間の領収書は、今はもう無い。

申立期間当時、私は、国民年金保険料を免除申請できる制度があることを知らなかったし、免除申請を行った記憶もない。前夫は、申立期間当時C業の下請の仕事をしており、月収は50万円程度であったと記憶しており、免除申請を行わなければならないような経済状況でなかった。

そもそも前夫は、申立期間が納付済みとされているのに、私の分だけ納付しないことは考え難い。申立期間を私の分も納付済みに記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は22か月と比較的短期間であり、当該期間の前後の国民年金保険料は現年度納付されていることが、申立人に係るオンライン記録から確認できる。

また、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿より確認でき、申立人及びその前夫に係るオンライン記録で確認できる昭和61年4月以降の夫婦の国民年金保険料の納付行動はおおむね一致しており、夫婦二人分の保険料を申立人が納付していたとする申立内容とおおむね符合している。

さらに、申立期間のうち、昭和59年6月から60年3月までの期間について、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間を含

む昭和 59 年度の国民年金保険料の納付を免除承認された後に、当該期間直前の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の保険料を現年度納付していることが推定できるところ、申立人は、免除申請を行わなければいけない経済状態ではなかったと説明している上、申立人の前夫は、申立期間に係る保険料を現年度納付していることが確認できることから、A 市から申立期間の納付書を入手した申立人が、当該期間の保険料を現年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 60 年 7 月 31 日に当該期間の国民年金保険料の納付の免除申請を行い、同年 12 月 2 日付けで承認されていることが確認できるところ、免除申請日から免除承認されるまでに 4 か月要した理由について、B 年金事務所は「承認までに要する期間は通常 1 か月程度であるが、これほど長期を要した理由は不明である。」と説明している。当該期間についても、申立人は、免除申請を行わなければいけない経済状態ではなかったと説明している上、申立人の前夫は、申立期間に係る保険料を現年度納付していることがオンライン記録上確認できることから、申立人自身の保険料をのみを未納のまま放置し、申立人の前夫に係る保険料のみを現年度納付したと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月から6年3月まで

私は、時期は定かではないが、国民年金に加入後は、国民年金保険料を欠かさずに納付してきた。しかし、私が60歳になる頃、A市B区役所から未納期間があることを聞き、4か月分の保険料を区役所へ現金を持参して納付した。その時、窓口の職員に「これで終了です。」と言われたのに、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年10月当時において、現年度納付が可能な同年4月以降、申立期間直前の平成5年11月までの国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったものと推認されるほか、申立期間途中の6年2月に、それまで未納期間であった4年7月及び同年11月並びに5年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付していることから、当時における申立人の未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した場合、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の厚生年金保険加入月数及び国民年金保険料の納付月数の合計は、9年*月生まれの申立人の加入可能年数(384か月)と一致することから、申立人は、満額の年金受給を目的として任意加入したものと考えられるとともに、申立人に係るA市B区の被保険者名簿を見ると、申立期間後の平成6年9月に、申立期間を含む5年11月から6年3月までの期間の納付書について、社会保険事務所(当時)に対して1か月単位に分割して送付するよう依頼した旨の記載が確認でき、同年10月に申立期間直前の5年11月の保険料を過年度納付していることなどを踏まえると、申立人が4か月間と短期間である申立期間の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間、56年6月及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和56年6月
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 平成元年1月から同年3月まで
⑤ 平成3年3月
⑥ 平成12年2月及び同年3月

昭和51年10月に退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失してからしばらくの間は、国民年金への切替手続をしていなかったが、自営業を始めた54年頃に、自分でA市B区役所で手続をしたと思う。

手続後は、定期的に自分自身で金融機関及び区役所で国民年金保険料を納付していた。

また、納期限に遅れ、催告をされたことも何回かあったが、それでもきちんと納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において、昭和54年1月18日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、各申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①について、当該期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料については現年度納付している。

さらに、申立人は、何回か納期限に遅れ、催告を受けた記憶があるとしているところ、特殊台帳を見ると、昭和53年度欄に「54催」と納付催告の記録が

あり、当該期間について納付書が発行されていたことが確認でき、陳述と符合し、納付の意思を持って加入手続を行った当初の期間であることを踏まえると、納付催告に応じて過年度納付した可能性を否定できない。

次に、申立期間②について、当該期間は1か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料については現年度納付している。

また、A市においては、昭和61年度までは3か月単位での国民年金保険料の収納が通例であったところ、オンライン記録を見ると、当該期間直前の昭和56年4月及び同年5月の保険料は納付済みとなっており、当該期間の1か月だけが未納となっているのは不自然である。

次に、申立期間③について、オンライン記録を見ると、昭和62年1月26日に、当該期間直前の61年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、同日に当該期間直後の同年10月から62年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、両期間に挟まれた申立期間③の保険料を未納のまま放置したとするのは不自然である。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、国民年金への切替手続をした当初は生活も安定しており、未納の無いよう心がけていたとしている一方、それ以前の未納期間については納付した自信がないと明確に記憶を整理している。

一方、申立期間④及び⑤について、申立人は、国民年金保険料については、何回か納期限に遅れたことはあったものの、通常は定期的に金融機関及び区役所窓口で納付したはずであるとしている。

しかし、オンライン記録上において、納付日が確認できる昭和62年度以降の納付状況をみると、同年度からは1か月単位での納付が通例であるにもかかわらず、昭和62年4月から同年12月までの9か月の保険料については63年2月26日に、また、同年4月から同年12月までの9か月の保険料については平成元年2月28日に、それぞれ一括して納付しているほか、その後の期間についても、おおむね数か月単位で一括して納付していることが確認でき、少なくともこの当時においては、通常の納期限までの納付が困難であったことが常態化していたと考えられ、また、納付催告に応じて過年度納付したことをうかがえる事跡等も認められない。

また、申立期間⑥について、オンライン記録を見ると、平成13年11月8日付けで納付書が発行されていることが確認でき、この発行日からみて、納付可能な期間は申立期間を除きすべて現年度納付となっていることから、当該期間分の納付書と推認できる。

しかし、申立人は、当該期間の国民年金保険料について、催告を受けた後、区役所で納付したとしているものの、制度上、過年度保険料は区役所で納付することはできない。

また、当該期間は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であ

り、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間、56年6月及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 5542

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

昭和52年2月頃に、父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

昭和54年9月の結婚までは、仕事の都合上、自分で納付することができなかったため、送付されてきた納付書と国民年金保険料を父に預け、代わりに納付してもらっていた。

父から、区役所窓口で納付できない分の国民年金保険料について、加入手続の際に納付書の交付を受け、郵便局で納付したようなことを聞いたことがあり、それが申立期間の2か月分の保険料であると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年10月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、その父親から、加入手続の際に納付書の交付を受け、郵便局で納付した旨を聞いた記憶があるとしているところ、申立期間当時、A市の各区役所では、社会保険庁（当時）発行の過年度保険料に係る納付書を窓口にも備え、被保険者へ手渡していたとする事例は多く見られており、陳述内容と符合する。

これらのことから、納付の意思を持って申立人の加入手続を行った申立人の父親が、過年度納付が可能な加入当初の2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年10月1日に、資格喪失日に係る記録を25年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和21年11月1日にC社に入社し、24年10月1日に、同社とD社が合弁会社として設立したA社B支店に異動となった。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間もA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社B支店が設置された際、C社から自身を含めて2人が異動し、D社からも3人が異動してきた。A社B支店では、仕事も給与も同社本社からの指示どおりにしていた。C社に勤務していた頃と何も変わらなかったのも、従業員全員について保険料が控除されていたと思う。」と陳述しているところ、前述の元同僚も、「私は、同僚二人と一緒にD社からA社B支店に異動したが、当初は、D社のH支店に異動したものだと思っていた。A社B支店へ異動後も給与及び保険に変更は無かったし、給与から保険料も控除されていたと思うので、申立人と同様に自身の加入記録の一部にも抜けが有るのはおかしい。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、E業界では、F事業免許獲得のために合弁会社の設立及び吸収合併が盛んに行われていた、申立期間は、C社及びD社でも事業の拡大が図られた時期なので、その際に、厚生年金保険の事務手続に何らかの誤りが生じたのではないか。」と陳述しているところ、合弁先の一方であるD社の会社沿革資料を見ると、昭和25年3月にG事業が開始され、その後も事業拡大していったことが記載されているほか、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時、多数の資格の取得が確認でき、申立人の陳述どおり、事業拡大の時期であったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社本社は申立期間も適用事業所であり、また同社B支店で事務を担当していたとする申立人が、仕事及び給与も同社本社の指示どおりに行っていたと陳述していることから判断して、申立人は、申立期間において、同社本社で被保険者であったとするのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社は、昭和27年に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会が有ったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は同社のB職を勤めており、1か月35万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和57年4月の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、28万円から16万円に減額され、申立人が資格を喪失する60年3月1日まで16万円のままとされていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、上記資格喪失後の昭和60年7月から雇用保険の基本手当を受給していることが確認できるところ、申立人の離職時賃金日額は9,433円であり、1か月当たりの報酬は28万2,990円となって、当該随時改定前の標準報酬月額と符合する。

また、申立期間の終期である昭和60年2月1日に被保険者資格を取得している元従業員について、同人から提出された申立期間に重複する同年2月に係る給与明細書を見ると、給与支給額は27万4,485円（これに基づく標準報酬月額は28万円）と記載されており、厚生年金保険料控除額は、同人のオンライン記録における標準報酬月額（16万円）ではなく、28万円の標準報酬月額

に見合う額となっている。

さらに、申立人は、「申立期間に仕事内容及び給与額に変動はなかった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和57年4月時点で被保険者資格が確認できる29人のうち当該随時改定により減額変更されていることが確認できる25人（申立人を含む）に照会し9人から回答を得たが、そのうち4人（4人全員が、当該随時改定により標準報酬月額が半額以下に減額変更されている。）も、「申立期間当時、給与額に変更はなく、社会保険料控除額も変更はなかった。仮に控除されている保険料が半額になれば当然覚えている。」旨陳述している。

なお、申立人は、申立期間当時、A社では1か月35万円の給与を受け取っていたと申し立てているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、雇用保険の記録、元従業員の陳述及び元従業員の給与明細書で確認できる保険料控除の状況から、A社の元従業員は、当該随時改定後も改定前と変わらぬ額の報酬の支払を受け、改定前と変わらぬ額の厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが自然である。したがって、申立人は、申立期間において、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和57年3月の標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和62年に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、標準報酬月額28万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年6月25日に係る標準賞与額(28万7,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万7,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月25日
② 平成16年12月6日

私は、A社において、育児休業期間中である平成16年6月25日及び同年12月6日に賞与を支給されたが、同社からの厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が遅れたため、年金記録に反映されないとの説明を受けた。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の賞与明細書及び賃金台帳並びに健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成16年6月25日に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成16年2月20日から同年12月24日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成22年11月11日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の賞与支払届が提出されておらず、同法第75条本文の規定による、時効によ

って消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与明細書及び賃金台帳並びに上記被保険者賞与支払届における賞与額から、28万7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、A社提出の賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成16年12月6日に同社から賞与を支給されていたことが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成22年11月11日に提出したことが確認でき、オンライン記録において、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、当該賞与は、申立人がA社において育児休業が終了する日（平成16年12月24日）の翌日が属する月である平成16年12月に支給されたものであり、厚生年金保険法では、育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の免除を規定していることから、同年12月は育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除期間とはならない。

さらに、上記賞与明細書及び賃金台帳を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年3月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、17年9月から同年11月までは16万円、同年12月は17万円、18年1月及び同年2月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月1日から同年9月1日まで
② 平成17年9月1日から18年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給料支払明細書及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に平成17年8月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないと思うと陳述している上、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの平成17年9月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年9月から同年11月までは16万円、同年12月は17万円、18年1月及び同年2月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理誤りであったと陳述していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社保管の従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し(昭和40年10月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間は、B社からの出向社員としてA社で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社保管の人事記録から、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「申立期間も勤務していたので、保険料を控除していた。」としている。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和48年10月1日に資格を取得していることが確認できる元従業員は、「自身は、昭和47年にB社に入社し、同社の関連会社であるD社で出向社員として勤務していたが、仕事内容及び勤務場所が変わらないのに、48年10月1日に同社の被保険者資格を喪失し、同日にB社で新たに被保険者資格を取得していることから、同社では、同日付けで出向社員の取扱いを変更したのではないかと思われる。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤により保険料は納付していないと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和24年7月1日、資格喪失日は26年7月1日であると認められることから、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から27年10月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C事業所でD職として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の陳述と申立人の陳述が符合すること、及び申立人が昭和25年頃のC事業所の状況を明確に記憶していることから判断して、申立人が、申立期間当時にC事業所で勤務していたことが推認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びI事務所に係る氏名索引簿には、申立人の兄「E」又は「F」の名前で生年月日が申立人の兄と10日相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和24年7月1日、資格喪失日は26年7月1日。以下「未統合記録」という。)が確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の兄の被保険者記録を見ると、一部空白期間は有るものの、当該未統合記録が有る期間にはA社B支店とは別の事業所での被保険者記録が確認できることから、当該未統合記録は申立人の兄に係る記録とは考え難い上、未統合記録の始期は、申立人がC事業所で勤務を

始めたと陳述する日（昭和 24 年 7 月 1 日）と一致することから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 24 年 7 月 1 日及び喪失日は 26 年 7 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合記録から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 10 月までの期間については、26 年 7 月 3 日保発第 51 号によると、「昭和 26 年 7 月 1 日以降は、G 職は厚生年金保険の強制被保険者となるが、H 職等は強制被保険者とならない。」旨記載されており、D 職であった申立人の業務は H 職であることから、同年 7 月 1 日に強制被保険者ではなくなったことに伴い被保険者資格を喪失したものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月30日から同年8月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和28年5月1日の入社から同年7月31日の退職まで継続して勤務し、B業務に従事していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の申立期間当時の日記から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の業務内容及び勤務形態に変更はなかったとしているところ、申立人と同じくB業務に従事していたとする元従業員も、申立人について同様の陳述をしている。

さらに、申立期間当時のA社の経理担当者で、申立期間より後の昭和30年頃からは社会保険事務も担当していたとする元従業員は、「A社では、少なくとも私が社会保険事務も担当することとなった昭和30年頃以後は、月末退職者の給与から退職月分の保険料を含む2か月分の保険料を控除していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28

年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が22年8月1日とされ、当該期間のうち、18年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成18年4月1日）及び資格取得日（平成18年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた平成17年*月に出産し、同年7月26日から18年5月29日まで育児休業を取得することとなった。これに伴い、同社から社会保険事務所（当時）に対し、当該育児休業期間中の保険料納付免除を受けるための届出が行われた。しかし、当初の予定より早い同年4月1日から仕事に復帰したため、本来であれば、同社は、速やかに同年3月31日に育児休業を終了した旨の届を社会保険事務所に提出し、申立期間を保険料納付が必要な期間に訂正しなければならないところ、事務過誤により、この届出が2年以上経過した22年8月9日に行われた。この結果、申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、時効により納付できないため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る勤務実績表及び賃金台帳により、申立人が平成18年3月31日に育児休業を終え、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の育児休業終了に係る届出が遅れたため、申立期間に係る保険料を納付していないとしている上、A社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を見ても、B年金事務所の平成22年8月9日付け受付の押印が確認できることから、事業主が、申立期間の保険料徴収権が時効により消滅した後の同年8月9日に当該届を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る18年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日とされ、現在も継続しているところ、申立期間のうち、16年4月1日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成16年4月1日）及び資格取得日（平成16年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成16年7月9日について、申立人の当該期間に係る標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を18万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から同年10月1日まで
② 平成16年7月9日

A社に勤務していた平成15年*月に出産し、同年12月9日から16年10月14日まで育児休業を取得することとなった。これに伴い、同社から社会保険事務所（当時）に対し、当該育児休業期間中の保険料納付免除を受ける

ための届出が行われた。しかし、当初の予定より早い同年4月1日から仕事に復帰したため、本来であれば、同社は、速やかに同年3月31日に育児休業を終了した旨の届を社会保険事務所に提出し、申立期間を保険料納付が必要な期間に訂正しなければならないところ、事務過誤により、この届出が2年以上経過した22年7月20日に行われた。この結果、申立期間①については、給与から保険料が控除されていたのに、時効により納付できないため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

また、申立期間②についても、当該期間に支給された賞与から保険料が控除されたのに、時効により納付できないため、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の申立人に係る勤務割表及び賃金台帳により、申立人が平成16年3月31日に育児休業を終え、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の報酬月額又は保険料控除額から、平成16年4月から同年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の育児休業終了に係る届出が遅れたため、申立期間に係る保険料を納付していないとしている上、A社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を見ても、B年金事務所の平成22年7月20日付け受付の押印が確認できることから、事業主が、申立期間の保険料徴収権が時効により消滅した後の同年7月20日に当該届を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る16年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、賃金台帳により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①と同様に、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年10月1日とされ、現在も継続しているところ、当該期間のうち、17年9月1日から18年2月1日までの期間及び19年7月1日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成17年9月1日及び19年7月1日）及び資格取得日（平成18年2月1日及び19年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、17年9月から18年1月までは28万円、19年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月は26万円、同年11月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年2月1日まで
② 平成19年7月1日から同年12月1日まで

申立期間①については、A社に勤務していた平成17年*月に出産し、同年4月23日から18年2月24日まで育児休業を取得することとなった。これに伴い、同社から社会保険事務所（当時）に対し、当該育児休業期間中の保険料納付免除を受けるための届出が行われた。しかし、当初の予定より早い17年9月1日から仕事に復帰したため、本来であれば、同社は、速やかに同年8月31日に育児休業を終了した旨の届を社会保険事務所に提出し、申立期間を保険料納付が必要な期間に訂正しなければならないところ、事務過誤により、この届出が2年以上経過した22年7月20日に行われた。この結果、申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、

時効により納付できないため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

また、申立期間②についても、平成18年*月に出産し、19年2月10日から同年12月14日まで育児休業を取得することとなったことに伴い、当該育児休業期間中の保険料納付免除を受けるための届出が行われた。しかし、当初の予定より早い同年7月1日から仕事に復帰したのに、A社の事務過誤により、同年6月30日に育児休業を終了した旨の届出が2年以上経過した22年7月20日に行われた結果、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、時効により納付できないため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の申立人に係る勤務実績表及び賃金台帳により、申立人が平成17年8月31日に育児休業を終え、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の育児休業終了に係る届出が遅れたため、申立期間に係る保険料を納付していないとしている上、A社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を見ても、B年金事務所の平成22年7月20日付け受付の押印が確認できることから、事業主が、申立期間の保険料徴収権が時効により消滅した後の同年7月20日に当該届を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る17年9月から18年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②についても、A社提出の申立人に係る勤務実績表及び賃金台帳により、申立人が平成19年6月30日に育児休業を終え、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額又は報酬月額から、平成19年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月は26万円、同年11月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①と同様に、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月20日から19年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から20年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間も継続してA社で厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の同社における被保険者記録のうち、当該期間に係る上記訂正後の資格喪失日（平成19年8月1日）及び資格取得日（平成20年8月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は標準報酬月額9万8,000円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月20日から20年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成12年9月から現在も継続して勤務しており、申立期間も、毎月5万円の給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年12月20日から20年8月1日までの期間に係る年金記

録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成14年12月20日から19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から20年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成14年12月20日から19年8月1日までの期間については、事業主の陳述から判断して、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人提出の申立期間の一部に係る給料支払明細書（平成19年11月分から20年3月分までの5か月分）を見ると、いずれの月も5万円の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、事業主は、「申立期間のうち給料支払明細書が無い期間においても、給料支払明細書の有る期間と同じように、毎月5万円の給与から保険料を控除していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年12月20日から19年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額、事業主の陳述及び申立人のA社における平成14年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日から同社が再び適用事業所となった日までの期間であり、同社は適用事業所ではない。

しかし、商業登記の記録によると、A社は申立期間も法人格を有している上、同社が申立期間当時に入居していたビルの所有者が、「A社は、申立期間も継続して事業活動を継続していた。」と陳述しており、申立人が同社に勤務していたことも認められることから、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、保険料は納付

していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年12月から19年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、平成19年8月1日から20年8月1日までの期間については、事業主の陳述及び前述の申立人提出の給料支払明細書から判断して、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額9万8,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

また、前述のとおり、A社は、当該期間に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

したがって、申立人は、当該期間も継続してA社で厚生年金保険被保険者であったと認められ、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年11月11日、資格喪失日は37年11月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月11日から37年11月16日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に在職中の状況及び複数の同僚の氏名を具体的かつ詳細に記憶しているところ、これら同僚からも同趣旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の兄と氏名が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和36年11月11日、資格喪失日は37年11月16日）が確認できる。

また、申立人がA社で同僚であったとして名前を挙げた複数の者は、同社に係る上記被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人が一緒に寮に入居していたとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の記号番号は、上記の未統合となっている被保険者記録に係る記号番号と連番で、昭和37年1月11日に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「A社では、年齢が若いとなめられるので、年齢を高く

判断してもらうため、兄の氏名、生年月日を名のって入社し勤務していた。」と陳述しているほか、「A社に在職中に、療養のため傷病手当金を受け取ったことがある。」と申し立てているところ、上記の未統合となっている被保険者記録を見ると、申立期間中に傷病手当金を受給していることが確認できるなど、陳述内容と符合する記録となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和36年11月11日、喪失日は37年11月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年6月1日）及び資格取得日（昭和53年7月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和8年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和53年6月1日から同年7月20日まで

私は、昭和37年6月に、A社に入社し、54年3月に退職するまで、船員として在職していた。

船員保険の加入状況について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間が空白とされていた。

当時、「B船」等にC職として乗り、一旦退職した記憶はないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のD職であった元同僚が所持している船員手帳を見ると、申立人は、昭和53年3月22日にE船のC職であったことが確認できる一方、J職の同僚が提出した船員手帳によると、申立人は、同年7月29日はF船のC職であったことが確認できることから判断すると、申立人は、E船のC職として航海を終えた後、申立期間にG職を経て、再び、同年7月からはF船のC職として勤務していたものと推認される。

また、A社の当時の船員保険事務責任者は、「当時、船員及びG職の給与並びに処遇については、毎年度、H組織とI組織との間で集団団体交渉が行われ、一律に労働協約が定められていたことから、A社においても、G職は有給であり、船員保険に引き続き加入させ、給与から保険料を控除していた。」と陳述

している。

さらに、申立人は「申立期間中に、一旦退職する等の事情はなかった。」と主張しているところ、上記船員保険事務責任者も、「当時、申立人について、一旦退職等の事情で資格を喪失させた記憶はない。」旨を陳述している。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同じくE船に乗っていた上記D職の元同僚及びF船に乗っていた上記E職の元同僚は、申立期間を含めG職であった期間も同社において船員保険の被保険者資格を喪失することなく、引き続き被保険者となっていることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年5月及び同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年6月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年5月15日、資格喪失日は同年8月14日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月15日から同年8月14日まで

私は、申立期間において、A社B支店に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、生年月日及び氏名のそれぞれが一字申立人と相違している基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和46年5月15日、資格喪失日は同年8月14日）が確認できる。

一方、オンライン記録によると、当該未統合となっている被保険者台帳記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一番号であるところ、上記被保険者名簿を見ると、訂正日は不明ながら、当初は番号Cとして記録されていたものが、申立人の基礎年金番号として訂正されているにもかかわらず、オンライン記録には反映されていない。

また、申立人は、A社B支店への入社の際の経緯、業務内容等を具体的かつ詳細に陳述していることから、申立人は、申立期間当時、同社B支店に勤務していたものと推認される。

これらを含めて総合的に判断すると、上記の未統合となっている前述の被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和46年5月15日、資格喪失日は同年8月14日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月7日から平成2年8月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社には新聞の求人広告を見て応募し、昭和63年6月に正社員として採用され、同社及びその後移籍した系列のC社でD業務に従事した。
在職証明書でも分かるとおりに勤務していたことは間違いないし、入社直後から厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録等、申立人提出の勤務証明書及び退職金明細書並びに同僚の陳述から判断して、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「私が申立人の採用面接を行ったが、関連会社であるC社の設立に備えて、正社員として昭和63年6月7日に採用した。申立期間当時は、関連会社も含めて正社員は全員を入社直後から厚生年金保険に加入させていた。申立人については、関連資料が無いのではっきりしたことは言えないが、入社と同時に資格を取得する旨の届出を行い、給与から保険料を控除していたと思う。」と陳述している。

さらに、申立人から提出された社員名簿に記載されている従業員37人の入

社年月日と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、申立人を除いておおむね一致しており、前述の人事担当者の陳述と符合している。

加えて、申立人は、新聞広告の求人欄を見てA社に応募し採用された旨陳述しているところ、昭和63年6月*日付けの新聞の求人欄には、同社の求人広告が掲載されており、申立人の陳述と符合している上、当該広告には労働条件として「各種保険完備」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の陳述及びA社における平成2年8月の社会保険事務所の記録から判断して、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したとしているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がいずれも平成2年8月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年6月から平成2年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年12月2日まで
年金事務所の記録におけるA社での標準報酬月額と実際の報酬及び厚生年金保険料控除額に差異があるので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成8年10月18日付けで、7年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人提出の平成7年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から判断すると、申立人は、申立期間当時に遡及訂正前の標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の経理担当であった元取締役は、「平成7年4月頃から営業状況が悪くなり社会保険料を滞納していたので、会社の保険料負担を減らすために、当時の社会保険事務所の指導で、申立人を含む3人の役員の標準報酬月額を9万8,000円に減額した。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同社の元代表取締役及び当該元取締役についても、申立人と同様に標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿により、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私はB担当であったので、経理及び社会保険の手続には関与していなかった。」と陳述しており、前述の元取締役も、「申

立人の担当はB業務であったので、経理及び社会保険の事務には関与していなかった。」としている。また、同社の元従業員3人も、「申立人は取締役であったが、経理及び社会保険の担当ではなかった。」としていることから、申立人は社会保険の手続には関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年10月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人について7年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から21年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店で勤務した申立期間当時の加入記録が有るものの、資格喪失日が不明であるとの回答を受けた。同社で昭和21年3月末まで勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細で具体的な陳述及び同僚の厚生年金保険の加入記録から判断して、申立人が申立期間当時にA社B支店で勤務していたことが推認できる。

一方、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者の被保険者記録(資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は記載無し)が確認できるところ、当該記録は、オンライン記録において基礎年金番号に統合されていない。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

また、申立人は、A社B支店における入社及び退社の経緯について具体的かつ詳細に陳述している上、申立人の退職時には在職していたとする元同僚の資格喪失日は、前述の被保険者名簿において昭和22年2月21日であること、及び前述の被保険者名簿の申立人が記録されているページに記載されている他の被保険者の資格喪失日の最も新しいものは21年2月1日であることから、申立人の資格喪失日は同日より後であると考えられる。

さらに、日本年金機構C事務センターは、申立人の資格喪失日が記載されたとみられる、A社B支店に係る書き換え後の被保険者名簿は消失しているとしており、申立期間当時の社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年5月から16年10月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社における標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年8月20日は2万2,000円、16年1月20日は10万円、同年7月20日は15万円、同年12月20日は18万円、17年7月20日は15万円、同年12月20日は14万6,000円、18年8月21日は15万円、同年12月20日は19万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年4月1日から21年1月11日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年4月から20年8月までの期間は34万円、同年9月から同年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年8月20日は標準賞与額20万円、同年12月20日は標準賞与額16万円、20年7月31日は標準賞与額12万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のB社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年8月20日は20万円、同年12月20日は16万円、20年7月31日は12万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成10年11月11日から12年12月21日まで
② 平成13年1月1日から同年5月1日まで
③ 平成13年5月1日から15年1月1日まで
④ 平成15年1月1日から19年2月1日まで
⑤ 平成19年2月1日から同年4月1日まで
⑥ 平成19年4月1日から21年1月11日まで
⑦ 平成15年8月20日
⑧ 平成16年1月20日
⑨ 平成16年7月20日
⑩ 平成16年12月20日
⑪ 平成17年7月20日
⑫ 平成17年12月20日
⑬ 平成18年8月21日
⑭ 平成18年12月20日
⑮ 平成19年8月20日
⑯ 平成19年12月20日
⑰ 平成20年7月31日

社会保険事務所(当時)の記録では、私がB社に在籍していた申立期間①、③、⑤及び⑥、並びに同社の関連会社であるA社に在籍していた申立期間②及び④について、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっている。

また、A社に在籍中の申立期間⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭、並びにB社に在籍中の申立期間⑮、⑯及び⑰に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成10年11月11日から12年12月21日までの期間、13年1月1日から19年4月1日までの期間、15年8月20日、16年1月20日、同年7月20日、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日、18年8

月 21 日及び同年 12 月 20 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19 年 4 月 1 日から 21 年 1 月 11 日までの期間、19 年 8 月 20 日、同年 12 月 20 日及び 20 年 7 月 31 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額（給与明細書が無い期間について、推定できる保険料控除額を含む。）から、申立期間のうち、平成 15 年 5 月から 16 年 10 月までの期間は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、平成 15 年 5 月から 16 年 10 月までの期間について、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 12 月までの期間、15 年 3 月及び 16 年 11 月から 19 年 1 月までの期間については、申立人提出の給与明細書及び源泉徴収票、並びに B 社及び A 社提出の賃金台帳で確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 10 年 11 月から 12 年 11 月までの期間、13 年 1 月から同年 12 月までの期間、15 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、19 年 2 月及び同年 3 月については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 10 年 11 月から 12 年 11 月までの期間、13 年 1 月から 15 年 4 月までの期間及び 16 年 11 月から 19 年 3 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

また、申立人のA社における標準賞与額については、同社提出の賞与支給証明書から確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年8月20日は2万2,000円、16年1月20日は10万円、同年7月20日は15万円、同年12月20日は18万円、17年7月20日は15万円、同年12月20日は14万6,000円、18年8月21日は15万円、同年12月20日は19万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年8月20日、16年1月20日、同年7月20日、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日、18年8月21日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成19年4月1日から21年1月11日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると15万円と記録されている。しかし、C市提出の課税証明書及び申立人提出の給与明細書から、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年4月から20年8月までの期間は34万円、同年9月から同年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

また、B社提出の賞与支給証明書から、申立人は、申立期間のうち、平成19年8月20日は標準賞与額20万円、同年12月20日は標準賞与額16万円、20年7月31日は標準賞与額12万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月20日は20万円、同年12月20日は16万円、20年7月31日は12万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成2年12月1日から5年11月頃まで、A社の子会社であるB社及びC社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(平成4年4月1日にA社から同社の子会社であるB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成4年4月から5年10月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年12月1日まで

A社に在籍していた申立期間について、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料額及び報酬額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成4年4月から5年10月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成4年4月から5年10月までの期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事

業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年11月については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録及び受給記録から、申立人は、平成5年11月15日に同社を離職していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成6年11月から10年3月までの期間は26万円、同年4月から15年3月までの期間は28万円、同年4月から19年6月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年7月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円、19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円、20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、19年7月及び同年8月は32万円、同年9月から20年8月までの期間は36万円、同年9月から21年3月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月11日から21年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月11日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成6年10月11日から19年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年7月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成6年10月11日から19年7月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額(給与明細書及び賃金台帳が無い期間について、推定できる保険料控除額を含む。)から、申立期間のうち、平成6年11月から10年3月までの期間は26万円、同年4月から15年3月までの期間は28万円、同年4月から19年6月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年10月については、同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成19年7月1日から21年4月25日までの期間

に係る標準報酬月額については、オンライン記録において12万6,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円、19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円、20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年7月及び同年8月は32万円、同年9月から20年8月までの期間は36万円、同年9月から21年3月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年6月から11年3月までの期間は32万円、同年4月から15年3月までの期間は34万円、同年4月から19年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年1月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から21年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年6月1日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年6月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年1月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成9年6月1日から20年1月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額（給与明細書及び賃金台帳が無い期間について、推定できる保険料控除額を含む。）から、平成9年6月から11年3月までの期間は32万円、同年4月から15年3月までの期間は34万円、同年4月から19年12月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年1月1日から21年4月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において13万4,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年1月19日から同年10月22日までの期間について、申立人の当該期間に係る被保険者記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成18年1月19日）及び資格取得日（平成18年10月22日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月は62万円、同年2月は53万円、同年3月は50万円、同年4月は56万円、同年5月から同年8月までの期間は62万円、同年9月は59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成18年6月15日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の同年6月15日の標準賞与額に係る記録を51万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月19日から同年10月22日まで
② 平成18年6月15日

私は、現在も継続して勤務しているA社において、平成17年12月19日から18年10月21日の予定で育児休業を申請したが、予定より早い同年1

月 19 日から職場復帰した。しかし、担当者が育児休業終了届の提出を失念し、届出が遅れたため、厚生年金保険被保険者記録は訂正されたものの、育児休業期間中の保険料免除の特例が取り消され、記録に空白が生じてしまった。申立期間当時の給与支給明細書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与支給明細書及びB社が提出した賃金台帳により、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる給与支給額又は保険料控除額から、平成18年1月は62万円、同年2月は53万円、同年3月は50万円、同年4月は56万円、同年5月から同年8月までの期間は62万円、同年9月は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤りがあった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与支給明細書（平成18年6月分賞与）及びB社が提出した賃金台帳により、申立人は、51万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤りがあった旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月21日から同年11月1日まで

C社における厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、A社から昭和40年10月1日にC社設立と同時に異動したが、継続して給与が支給され保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もC社に継続して勤務し(昭和40年10月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したことは考え難いことから、事業主が昭和40年10月21日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所の記録では、昭和29年7月31日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、当該期間を含めてA社に継続して勤務しており、同社D支店から同社C支店に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和29年7月31日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年8月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月19日から同年4月5日まで
年金事務所の記録では、昭和47年3月19日から同年4月5日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、当該期間を含めてA社に継続して勤務しており、当時、同社D支店から同社C支店に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社作成の在籍証明書及びA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和47年3月19日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から22年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を21年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を540円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月1日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を23年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは3,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月から22年4月1日まで
② 昭和23年8月1日から24年5月1日まで
③ 昭和25年1月31日から同年2月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和21年6月にA社に入社し、25年2月に同社を退職するまで同社本社及び同社支店に継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、

昭和21年4月25日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年9月1日から22年4月1日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社での私の厚生年金保険の未加入期間は無く、申立人は、私と同様に正社員として同社に勤務していたので、間違いなく当該申立期間に厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している上、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる別の同僚も、「私は、A社に入社した月から厚生年金保険に加入している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から22年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、540円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社C支店での在籍が確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務し(昭和23年8月1日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和23年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは3,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和21年6月から同年9月1日までの期間及び申立期間③について、B社は、「当社には、申立人に係る資料は一切残存しておらず、当該申立期間当時における申立人の在籍及び保険料控除の状況等は不

明である。」旨回答している。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間①のうち、昭和21年6月から同年9月1日までの期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している旨回答した同僚一人からは、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③について、A社C支店に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「申立人がA社C支店に勤務していたことは記憶しているが、退職時期までは分からない。」旨陳述している上、申立人が名前を挙げた同僚及び同社C支店の経理担当者であったとされる同僚は、既に死亡しているため、これらの者から、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、昭和21年6月から同年9月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和21年6月から同年9月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和41年7月24日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和41年6月の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月16日から同年12月1日まで
② 昭和42年3月31日から同年8月1日まで
③ 昭和42年9月30日から44年5月1日まで

私は、昭和41年4月頃から44年6月25日までA社、B社、C社及びD社に継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、当該事業所での厚生年金保険の被保険者期間が計6か月間しかなく、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、昭和41年6月16日から同年12月1日までA社又はB社に、42年3月31日から同年8月1日までB社又はC社に、同年9月30日から44年5月1日までC社に、それぞれE職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当初、同社は、昭和41年7月24日に適用事業所ではなくなった旨（以下「全喪」という。）記録されていたが、事後に当該全喪日が二本線で抹消され、同年6月16日に遡及して訂正された事跡が確認できるところ、同名簿から、申立人を含む38人の被保険者資格の喪失日に係る記録についても、一旦、同年7月24日と記録された資格喪失日が二本線で抹消され、同年6月16日に遡及して訂正された事跡が確認できる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿から、複数の被保険者の資格取得日は、

上記遡及訂正後の同社の全喪日である昭和41年6月16日より後の日付となっていることが確認できる上、当該全喪日以後に健康保険被保険者証の再交付が行われた旨記録されている被保険者が確認できることから、同社の全喪日を同年6月16日に遡及訂正した処理は事実在即したものととは考え難い。

また、A社に係る上記被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和41年7月24日まで同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年6月16日にA社での被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年7月24日であると認められる。

また、昭和41年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和41年7月24日から同年12月1日までの期間、申立期間②及び③について、申立人が勤務したとするA社、B社及びC社は、申立期間②の一部（昭和42年3月31日から同年4月26日までの期間）にB社が適用事業所であったことを除き、当該申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所のいずれかに在籍していたことが確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人のことを記憶しているとする同僚からも、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社、B社及びC社は、既に適用事業所ではなくなっており、これら3社の実質的な事業主であったとされる者は、既に死亡しているため、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、昭和41年7月24日から同年12月1日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和41年7月24日から同年12月1日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録については、平成18年7月10日は27万円、同年12月10日及び19年7月10日は28万1,000円、同年12月10日は22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与計算書において確認できる賞与支給額から、平成18年7月10日は27万円とし、また、当該賞与計算書において確認できる保険料控除額から、同年12月10日及び19年7月10日は28万1,000円、同年12月10日は22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月10日、同年12

月 10 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録については、平成18年7月10日は3万円、同年12月10日は15万円、19年7月10日及び同年12月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与計算書において確認できる賞与支給額から、平成18年7月10日は3万円、同年12月10日は15万円、19年7月10日は20万円とし、また、当該賞与計算書において確認できる保険料控除額から、同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月10日、同年12

月 10 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録については、平成18年12月10日は8万円、19年7月10日は12万円、同年12月10日は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与計算書において確認できる賞与支給額から、平成18年12月10日は8万円、19年7月10日は12万円、同年12月10日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録については、平成18年7月10日は11万8,000円、同年12月10日は20万5,000円、19年7月10日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年7月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与計算書において確認できる保険料控除額から、平成18年7月10日は11万8,000円とし、また、当該賞与計算書において確認できる賞与支給額から、同年12月10日は20万5,000円、19年7月10日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、ま

た、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 19 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年10月1日から16年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が53万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から19年1月1日までの期間について、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間に標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から20年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と大きく異なっていることが分かり納得できない。これまで同社に20年以上勤務してきたなかで少しずつ給与額が上がってきており、途中で給与額が下がったことはないので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年8月1日から20年6月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん根拠となる法律の適用については、特例的

に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年8月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法（厚生年金保険法を含む）を、同年5月1日から20年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成14年10月から15年8月までの期間及び同年9月から16年8月までの期間については、オンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額は、いずれの期間も53万円と記録されていたが、15年2月13日及び16年2月13日に、それぞれ、14年10月1日及び15年9月1日に遡って9万8,000円に訂正する旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の代表取締役を含む従業員3人についても、申立人と同日の平成15年2月13日及び16年2月13日に、14年10月1日及び15年9月1日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社は、上記の遡及訂正処理が行われた時期において、保険料を滞納していた旨が記載されている。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であることが確認できるが、同社の役員及び従業員は、「申立人は、B業務担当である。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成15年2月13日及び16年2月13日に行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考えることは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、14年10月から15年8月までの期間及び同年9月から16年8月までの期間における申立人の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成16年9月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

申立期間のうち、平成18年1月から同年12月までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人の住所地を管轄するC市から提出された申立人に係る平成18年分給与支払報告書（源泉徴収票）を見ると、同年のA社における給与所得は744万円と記載されており、1か月当たりの給与支給額は62万円（標準報酬月額62万円に相当）であったことが確認できる（オンライン記録において、申立人の同社における標準賞与額に係る記録は無く、申立人が同社から賞与を支給されていた状況はうかがえない。）。

また、当該給与支払報告書（源泉徴収票）における社会保険料の額は82万2,024円であり、これは、標準報酬月額を53万円として計算した場合の社会保険料の額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額）とおおむね一致していることから、申立人は、当該期間において、標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の平成18年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支払報告書（源泉徴収票）から算出される保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても、回答が得られないため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年8月及び同年9月については、C市提出の申立人に係る平成14年分給与支払報告書（源泉徴収票）を見ると、同年のA社における給与所得は617万2,000円と記載されており、1か月当たりの給与支給額は約51万円であったことが確認できる。しかし、当該給与支払報告書（源泉徴収票）における社会保険料の額（63万2,030円）は、同年1月から同年12月までのオンライン記録上の標準報酬月額に基づき計算（標準報酬月額を平成14年1月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から同年12月までの期間は遡及訂正前の53万円として計算）した場合の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額）とおおむね一致しており、同年8月及び同年9月については、オンライン記録と一致する28万円の標準

報酬月額に基づく保険料を控除されていたことがうかがえることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とすることはできないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成16年9月から17年12月までの期間及び19年1月から同年4月までの期間については、A社に複数回、文書照会を行っても、回答が得られないため、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認できないほか、C市及び同社の所在地を管轄するD税務署に文書照会を行ったが、申立人の当該期間における保険料控除額を確認できる資料は保管されていない旨の文書回答があったため、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認できず、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において9万8,000円と記録されている。しかし、C市から提出された平成18年分給与支払報告書（源泉徴収票）から、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間については、前述のとおり、A社に照会しても、回答が得られないため、申立人の標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間における報酬月額を確認できないほか、C市及びD税務署に照会しても、当該期間の報酬月額を確認できる資料は保管していない旨の回答があったことから、当該期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていたことを確認できないため、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》(別添一覧表参照)に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与計算書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿及び賞与計算書において確認できる保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	性別	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10521	女		昭和54年生		平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	25万5,000円 25万2,000円 25万2,000円
10522	男		昭和28年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	53万2,000円 53万7,000円 55万9,000円 54万9,000円 55万円
10523	女		昭和28年生		平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	30万5,000円 31万2,000円 30万8,000円 30万8,000円
10524	女		昭和38年生		平成19年12月9日	29万3,000円
10525	女		昭和46年生		平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	30万円 30万7,000円 30万3,000円 30万4,000円
10526	女		昭和36年生		平成19年12月9日	9万8,000円
10527	女		昭和39年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	30万8,000円 33万円 36万円 33万3,000円 33万3,000円
10528	女		昭和40年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	42万円 42万5,000円 43万3,000円 40万円 40万円
10529	女		昭和42年生		平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	39万円 39万7,000円 39万1,000円 39万2,000円
10530	女		昭和26年生		平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	30万5,000円 31万2,000円 30万8,000円 30万8,000円
10531	女		昭和19年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	33万円 33万円 33万4,000円 33万円 33万円

番号	性別	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10532	女		昭和19年生		平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	37万5,000円 38万2,000円 37万7,000円 37万7,000円
10533	女		昭和27年生		平成17年12月9日 平成18年12月9日	30万円 29万6,000円
10534	女		昭和26年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日	31万5,000円 32万3,000円 33万円
10535	女		昭和29年生		平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	10万円 29万6,000円 29万9,000円
10536	女		昭和39年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	37万5,000円 38万円 38万7,000円 38万1,000円 38万1,000円
10537	女		昭和42年生		平成15年12月12日 平成16年12月12日 平成17年12月9日 平成18年12月9日 平成19年12月9日	37万5,000円 38万円 38万7,000円 38万1,000円 38万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年9月まで

私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続をしたが、勤めていた間は社会保険料等を給与から引き去りであったので、保険料等を毎月納付する習慣がなく、国民年金保険料の納付を忘れていたため、時期は定かではないが、A市役所に行き担当者の指示にしたがって保険料をまとめて納付した記憶がある。

市役所に行き国民年金保険料を納付したきっかけは、督促状か何かをもらったからだと思うが、督促状をもらったとはつきり記憶しているわけではない。また納付時期及び納付金額も覚えていないが、納付した期間については私の国民年金の記録を見ると申立期間以外には納付する部分はないので、申立期間の保険料であったと思う。

申立期間の国民年金保険料は納付していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年2月以降にA市で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料の納付を忘れていたため同市から督促を受け、同市役所で申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出しを受けている国民年金第3号被保険者資格の取得処理日から、平成元年2月頃に加入手続を行ったものと推定でき、同年2月21日に申立期間直前の同年2月の国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録から確認できる。したがって、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった。

しかし、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料と同年4月から同年9月までの保険料は収納年度が異なることから、制度上合算してA市で現年度納付することはできず、申立人の陳述は不自然である。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成3年2月8日に申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立人には申立期間以外に未納期間が無いことから、同納付書は申立期間の未納保険料に係るものであったと考えるのが自然である。この場合、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は過年度保険料を収納できないA市で納付したと主張しており、保険料の納付をうかがうことができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、昭和57年10月にA市（現在は、B市）への転入手続をした後に、国民年金の加入手続を行った。

自宅に送付された納付書を使って、自宅近くの郵便局の窓口で国民年金保険料を毎月納付した。

申立期間が未加入期間とされ、納付済みとされていないことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年10月にA市で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの郵便局の窓口で申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録について、オンライン記録を見ると、申立人は、婚姻した昭和54年10月*日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したが、57年10月1日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年10月にA市において加入手続を行った記録が見当たらないことから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳にも昭和57年10月1日にA市で被保険者資格を喪失し、再度、国民年金の被保険者資格を取得したのは61年4月1日であることを示す記載があり、オンライン記録と合致している。

さらに、B市は、申立期間当時、郵便局で国民年金保険料の収納を取り扱っていなかったと回答していることから、自宅に送付された納付書で自宅近くの郵便局の窓口で国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立期間は49か月と長期間であり、このような長期間にわたり行

政側において、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から59年8月まで

私は、昭和52年1月頃、A市役所で国民年金の任意加入手続を行った。途中で国民年金の資格喪失の手続をした覚えはない。国民年金保険料は、市役所の窓口、自宅近くの郵便局及び銀行などで毎月納付した。

申立期間が未加入期間とされ、納付済みとされていないことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の任意加入手続を行った後、資格喪失の手続をした覚えはなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和52年1月12日にA市で任意加入により国民年金の被保険者資格を取得した後、56年9月10日にその資格を喪失し、再度、59年9月4日に任意加入したことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者検認台帳の記録とも合致していることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が昭和53年9月から56年11月まで居住したB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直前の同年8月までの国民年金保険料は納付済みであるが、同年9月10日に被保険者資格を喪失した記録となっている上、申立期間の保険料が納付された記録とはなっておらず、特殊台帳の記録と合致している。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿には、昭和56年11月23日にA市へ転出した記録があるところ、当該転出の記録には「職」の文字が書かれている

ことから、職権による転出処理が行われたと考えられる。また、特殊台帳を見ると、申立人が同年11月23日にA市へ転居した記録があるが、当該記録は二重線で取り消され、59年9月4日にA市へ転居した記録に訂正されている上、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、B市からA市への転出による特殊台帳の保管区分変更が59年9月に行われていることが確認できることから、この時期に特殊台帳が移管されたものと推測される。その上、申立人の所持する年金手帳を見ても、A市への住所変更が59年9月4日に行われた記録となっている。

以上のことから、申立人は昭和56年9月10日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年11月23日にB市からA市へ転居したが、そのときに国民年金に関する手続きを行っておらず、59年9月にA市で手続きを行ったものと考えのが相当である。この場合、被保険者資格の再取得手続きの時点まで、A市は申立人が国民年金の被保険者であることを把握していなかったと推測されることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書がA市で発行されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成7年11月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った時、大学生であった頃の国民年金保険料の未納を指摘されたので、保険料を一括で納付した。その際、女性の担当者に、未納であった全ての保険料を納付したことを確認し、年金手帳に確認印を押してもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月頃に国民年金の加入手続を行った時、未納であると指摘された申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得及び納付状況から、申立人は、平成7年11月頃に加入手続を行ったものと推定され、申立人の陳述と符合するものの、この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、一括納付が可能な特例納付の実施時期にも該当しない。

また、申立人は、「A市役所で国民年金の加入手続を行った時に年金手帳を作成してもらい、平成3年4月1日から4年4月1日までの期間を記入した担当者から、『これで保険料の未納は無い』と説明を受け、確認印を押してもらったので、申立期間の国民年金保険料を納付している。」と陳述しているところ、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の記録欄に平成3年4月1日の被保険者資格取得の日付及び4年4月1日の被保険者資格喪失の日付とA市のスタンプが確認できるが、年金手帳には、国民年金保険料が納付された

記録は記載されないことから、これらの記載事項によって申立期間の保険料の納付を確認することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索ツールにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月、9年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成9年7月及び同年8月

私は、会社を辞めた後、国民健康保険等の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていた。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後は申立人自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況について、オンライン記録を見ると、平成6年11月に国民年金の被保険者資格を取得し、7年4月に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該資格の喪失後、15年8月に国民年金第3号被保険者資格を取得するまでの間に国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、7年7月及び9年7月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、国民年金への加入手続は行っていないと考えられ、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたこと又は基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 53 年 3 月まで

昭和 50 年 6 月頃に A 市から B 市 C 区に転居してしばらくすると、自宅に来た C 区役所の女性職員から、「国民年金保険料が未納になっている。」と言われ、年金の説明を受けた。その職員が次に来た時に、国民年金保険料を納付したが、その時に、「これで、未納の期間は無くなりました。」と言われたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市 C 区に転居後、自宅に来た区職員に申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和 54 年 1 月に B 市 C 区で申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。この場合、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、50 年 6 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の夫の国民年金保険料の納付状況について、特殊台帳を見ると、手帳記号番号の払出時点において、過年度納付が可能であった昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの 18 か月の保険料を手帳記号番号の払出時点の 54 年 1 月に過年度納付し、36 年 4 月から 39 年 8 月までの 41 か月の保険料を 55 年 3 月に特例納付していることが確認できるが、申立人の保険料の納付状況について、特殊台帳を見ると、これらの過年度納付及び特例納付を行わず、手帳記号番号が払い出された昭和 53 年度以降の保険料を現年度納付した記録となっていることが確認できる。

この夫婦の納付状況の違いについて、申立人の夫の年金受給に必要な資格期間が21年（252か月）であったところ、夫については、手帳記号番号の払出時点において行政側が把握していたことが特殊台帳から確認できる昭和42年8月から50年5月までの厚生年金保険被保険者期間が94か月あり、過年度納付及び特例納付により59か月の保険料を遡って納付し、53年4月から60歳に到達するまでの99か月の保険料を納付すれば、252か月となることから、夫は年金受給に必要な252か月を満たすことを目的に、これらの過年度納付及び特例納付を行ったことがうかがえる。しかしながら、申立人については、その夫の42年8月から50年5月までの厚生年金保険被保険者期間は合算対象期間（カラ期間）となり、昭和53年度以降の保険料を全て納付すれば年金受給に必要な資格期間を満たすことが可能であり、申立人の夫とは納付に関する状況が異なっていることから、過年度納付及び特例納付の必要性がなかったことが分かる。

また、申立人は、「C区の職員が自宅に2回来た。1回目の時は長い期間の国民年金保険料の未納があることを説明し、2回目に来た時に保険料を納付した。」と陳述しているが、職員が自宅に来た時期及び保険料額については覚えていない上、国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人の夫が行ったのかもしれないとも陳述しているところ、保険料を納付していた可能性がある申立人の夫は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人に対して、昭和40年5月にD市で国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、当該手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付記録は夫婦共に未納の記録である上、申立人は当該手帳記号番号の払出しについての記憶は曖昧であると陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、昭和40年5月及び54年1月に払い出された二つの手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て亡くなった母が行ってくれており、納付が遅れて数年経過していても、遡って納付してくれているはずである。

申立期間が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月11日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日とも一致していることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、当時において、申立期間の国民年金保険料は、時効完成前の納付が可能な過年度保険料であるが、国民年金手帳に貼付された社会保険事務所(当時)の領収証書を見ると、約2年後の48年1月12日になって、その時点で時効完成前である申立期間直後の45年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。この場合、当該過年度納付が行われた時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和45年11月当時において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付する場合、通常、申立期間を含む44年8月から45年3月までの過年度納付書が、まとめて同時期に発行されることから、申立期間の保険料のみを過年度納付し、申立期間直後の同年1月から同年3月までの3か月の過年度保険料を、2年後の時効完成直前まで放置しておくことは不自然であると考えられるほか、申立人は、国民年金の加入手続及び当時の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って

くれていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、加入当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成3年3月まで

私は、父か母かよく覚えていないが、どちらかから「国民年金に加入しなければならぬ。」と言われていたもので、はっきりとした記憶はないが、昭和61年頃に、私がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったように思う。

当時は、アルバイトをしながら勉強をしており、実家で親の扶養家族になっていたと思うが、加入後の国民年金保険料は、具体的なことは分からないが、私が納付書により郵便局等で納付していたように思う。

申立期間後は現在まで国民年金保険料を全て納付しているので、その後の私の納付実績を参考として、申立期間に納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の被保険者の記録等から、平成3年6月頃にA市B区において加入手続が行われたものと推定され、昭和61年6月24日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、別途社会保険事務所(当時)の納付書で遡って納付することとなるが、申立人は、加

入当時における具体的な納付状況についてはよく分からないとしている上、申立人の加入手続きが行われたとみられる平成3年6月前の同年4月頃に、住民票を実家のB区に置いたまま単身でC市に転居したので、この当時におけるB区のことには加入手続きを含めて何も覚えていないとし、同区で納付されていたとみられる申立期間直後の同年4月以降の保険料に関しては、もし納付するならば実家の申立人の父親が納付してくれていたのかもしれないと陳述するなど、陳述内容が曖昧である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、よく考えてみると、時期は定かではないが、実家から年金手帳が送付されてきたことを思い出したとし、申立期間当時には年金手帳は無かったと陳述している。

さらに、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年2月まで

私は、会社を退職後すぐに国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付しており、現在まで厚生年金保険料を含めて未納が無いはずである。

申立期間の6か月間だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者(国民年金法が改正された昭和61年4月1日以降は第1号被保険者)の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に取得し、会社に再就職し同被保険者資格を取得した日に喪失するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時に居住していたA市B区ではなく、申立人がC社を退職した平成8年2月当時に居住していたD市において払い出されている上、当該手帳記号番号前後の被保険者の状況等から、申立人の加入手続は、同社を退職直後の同年3月頃に初めて行われたものと推定され、申立人がE社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和52年9月21日まで遡って国民年金の強制加入被保険者資格を取得するとともに、C社に再就職し厚生年金保険被保険者資格を取得した53年3月1日に強制加入被保険者資格を喪失したことが申立人のオンライン記録により確認できる。また、これらの記録は、申立人の所持する年金手帳に、同一の筆跡でまとめて記載された資格取得日及び資格喪失日とも一致している。この場合、申立期間は、当該加入手続が行われるまで、記録の上では国民年金の未加入期間であり、加入手続が行われた時点においては、制度上、時効により国民年金保険料を納付する

ことができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に居住していたB区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人もB区役所で国民年金の加入手続を行った具体的な記憶はないと陳述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年3月まで

私が若い時に、母から「国民年金に加入しているからね。」と言われていたので、私も今までそのつもりでいた。申立期間当時は、大学の2回生であり、当時、学生は国民年金の任意加入であったので、国民年金に加入しているということは、母が直接加入手続してくれていたはずである。

母は、きっちりした性格で、お金の管理などはとてもしっかりしており、そんな母が私の国民年金の加入手続を行っておきながら、申立期間である私の誕生日から会社に就職するまでの7か月間の国民年金保険料を納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされているが、任意加入被保険者の資格については、任意加入手続を行った日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、昭和59年12月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、当時、大学生であった申立人は、本来であれば、当該加入手続が行われた日に任意加入被保険者の資格を取得することとなるところ、強制加入被保険者として、同年9月29日まで遡って資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日及び被保険者資格により確認できる。この場合、当該手帳記号番号の払出し当時において、行政側が申立人を学生として認識していなかったことがうかがえるほか、申立人の加入手続を行っ

てくれたとする申立人の母親は、申立人の加入手続に関する具体的な記憶はないとしている。その上、申立人が所持する年金手帳は、その訂正内容等から申立人が会社を退職後の62年1月以降に交付されたものと推認されるが、申立人及びその母親共に、当該手帳の前に別の年金手帳が存在していた記憶はないとしていることなどを踏まえると、申立人の手帳記号番号は、59年当時、区役所で実施されていた適用対策により払い出されていた可能性を否定できない。なお、オンライン記録によると、訂正時期は不明であるが、申立期間は、現在、任意加入被保険者として記録されている。

また、申立人は、昭和60年4月に会社に就職し厚生年金保険に加入していることから、申立期間直後において国民年金保険料の納付実績が無い上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、申立期間のうち、59年12月以前の期間及び申立期間直後の60年4月以降の期間は厚生年金保険に加入しており、この間の同年1月から同年3月までの期間については、国民年金における任意加入期間の未加入期間となっていることから、申立人の母親についても申立期間当時において納付実績は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は高齢のため、申立人の保険料を納付したとする具体的な記憶はないとしている上、母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から10年11月まで

母から聞いたところによると、私の国民年金の加入については、兄が結婚をした平成4年に、母がA市B区役所に出向き、手続をしてくれたとのことである。

申立期間の国民年金保険料については、母が加入手続を行ったその場で、遡って納める保険料として約21万円を納付し、その後の保険料納付も、母が金融機関に出向き、区役所から郵送された納付書により、前納又は月払で両親の保険料と一緒に進んでいたそうである。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人の年金手帳は、A市B区において、平成元年11月16日を国民年金被保険者資格の取得日として、12年8月22日に交付されており、この交付日時点においては、申立期間のうち、元年11月から10年6月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、同年7月から同年11月までの保険料については過年度納付することは可能であるものの、申立人は、いずれの期間の保険料についても、区役所から郵送された納付書により、前納又は月単位で納付していたはずであると述べている。

また、申立人は、その母親が加入手続を行った平成4年に、約21万円を過年度納付したと述べているところ、オンライン記録を見ると、申立期間後の10年12月から12年3月までの国民年金保険料21万2,800円について、13年1月4日に過年度納付していることが確認できることから、この時の納付と混同して記憶している可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9年1か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで
平成14年10月頃、国民年金の加入手続の案内が来たので、母親が私の加入手続を行ってくれた。
申立期間当時は予備校に通っていたので、母親が私の学生納付特例の手続も行ってくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成14年10月16日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年9月20日に付番されており、この付番時期からみて、申立期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うことは可能である。

しかし、制度上、学生納付特例が認められるためには、申請者の在籍校が学生納付特例対象校であることが必要であるところ、当時、申立人が在籍していたとする学校（予備校）は、この対象校とされていなかったことが日本年金機構により確認されている。

また、日本年金機構では、学生納付特例を申請した被保険者が、対象外の学校在籍者であった場合は、申請書を返却し、国民年金保険料の免除申請手続を勧めることが通例となっているともしている。

さらに、申立期間を含む平成14年11月から15年6月までの国民年金保険料について、14年12月9日に免除申請が行われたものの、15年1月31日に却下されていることが、A市B区保険年金課の電算記録により確認されている。

これらのことを踏まえると、申立人の母親は、一旦、申立人に係る学生納付特例の申請を行ったものの、在籍校が対象外の学校であり、認められなかった

ことから、国民年金保険料の免除申請に切り替えたものの、これについても却下され、申立期間は未納期間とされたものと考えるのが相当である。

加えて、申立人は学生納付特例に係る手続には関与しておらず、また、手続を行ったとする申立人の母親から申立期間の学生納付特例の申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年8月までの期間、同年12月、57年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年12月から58年5月までの期間及び同年7月から59年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年8月まで
② 昭和56年12月
③ 昭和57年2月
④ 昭和57年4月から同年6月まで
⑤ 昭和57年12月から58年5月まで
⑥ 昭和58年7月から59年10月まで

国民年金の加入については、加入しなければならないことを聞いたことはあるが、いつ頃、どのようにして手続したのか全く覚えていない。

申立期間①から⑥までの期間について、会社を退職する度に、自分自身でA市役所に出向き免除申請手続を行ったはずであるが、手続時期及び手続方法等の詳しい内容については全く覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、会社退職の都度、A市において、国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、制度上、保険料の免除が認められるためには、国民年金への加入手続が必要である。

しかし、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、申立期間後の昭和60年1月9日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年7月に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料については免除申請することはできない（なお、資格取得日については、平成22年2月

2日になって、昭和60年1月31日に訂正されている。)

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、発行時の住所地はB市C区となっており、戸籍附票上の昭和60年5月からの住所地と一致する上、申立人も、当該手帳以外には国民年金に係る手帳の交付を受けた記憶はないとしている。

さらに、申立期間後の転居先であるD市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、国民年金被保険者資格の取得日は昭和60年1月9日となっている上、申立期間に係る保険料免除の事跡は確認できない。

加えて、オンライン記録を見ると、上記国民年金手帳記号番号の払出当時の昭和60年5月23日付けで、同年4月から61年3月までの国民年金保険料について、免除申請していることが確認でき、保険料の免除申請に際して、初めて国民年金への加入手続を行ったものとするのが相当である。

そこで、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、会社退職の都度、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張するのみで、国民年金の加入及び免除手続に関する明確な陳述はなく、また、これほど複数回にわたり納付記録管理等に事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5556 (事案 2855 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 12 月まで

私は、申立期間当初の昭和 55 年 4 月ごろ、A 市の B 出張所で開催された国民年金に関する説明会に元妻と一緒に参加し、市の職員から、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付は国民の義務だと言われたため、将来のことも考えて、元妻に私の国民年金の加入手続と保険料を納付するように伝えた。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、元妻に任せていたので具体的なことは分からないが、当時の保険料額はそれほど高くなく 1 か月当たり 5,000 円から 6,000 円までぐらいであったことは覚えており、元妻からは私の国民年金の加入手続を行い、保険料は定期的に納めていると聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

以上について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けたが、その後、当時のことを思い返し、A 市に転居して以降、他にも未納期間があるものの、申立期間については、元妻ではなく、自身が 1 年分を 3 回程度納付したことや、申立期間当時、税理士に確定申告の依頼をしていたことを思い出した。

特に、当該税理士が申立期間の国民年金保険料の納付のことを陳述してくれるかもしれないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立人は、昭和 55 年 4 月頃、A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A 市が保管している昭和 56 年度から 58 年度までの国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人の国民年金保険料は未納となっていること、ii) 特殊台帳を見ても、56 年、57 年、58 年及び 59 年の 4 回にわたり、保険料未納による納付催

告を受けている記録が確認できる一方、申立期間の保険料の納付に関する事情は見いだすことはできないこと、iii) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年7月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで、申立人は、新たな事実として、申立期間当時、申立人がC職だった頃の確定申告を税理士に依頼をしていたので、当該税理士が申立期間の国民年金保険料の納付について陳述してくれるかもしれないと再申立てをしているところ、当該税理士は、今から30年ぐらい前にA市内で税理士事務所を開設していた頃に複数のC職から確定申告の依頼を受けたことがあったが、その中に、申立人が含まれていたことを現時点において確認できず、当時の資料も保存されていないと回答しており、申立人の申立期間の保険料納付に関する事実関係を確認することはできなかった。

また、申立人は、A市に転居して以降、他にも未納期間があるが、申立期間の国民年金保険料については、申立人の元妻ではなく、申立人が1年分を3回程度、A市B出張所で納付したと申立内容を変更しているものの、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 9 日から 38 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。年金事務所において、同社で勤務していたと思っていた期間の一部についてB社における厚生年金保険の加入記録が判明したが、申立期間はA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時、A社は少人数の事業所で社会保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶している元同僚は、「私は、昭和37年7月以前からA社で勤務したが、入社当時、社会保険は無かった。数年たってから加入したことを覚えている。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年10月15日まで
② 昭和23年11月30日から24年5月1日まで
③ 昭和26年6月1日から27年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②については、A社で昭和23年4月1日から24年4月末までB職として勤務したのに、23年10月の1か月しか加入記録が無い。申立期間③については、C社（現在は、D社）で26年6月1日からB職として勤務したのに、27年2月1日からしか加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和23年4月1日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和47年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員二人に照会し一人から回答を得たが、申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態等が確認できない。

さらに、前述の回答の有った元従業員は、「A社には昭和23年4月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは入社してから6か月後だった。」と陳述しているところ、同人のA社における被保険者資格の取得日は、同人が記憶する

入社日の約6か月後であることが前述の被保険者名簿で確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、昭和24年4月末までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、A社は、昭和47年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員4人に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。さらに、申立人が記憶している同僚5人（うち1人は前述の回答が得られなかった元従業員）のうち4人は住所不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務することになった経緯を詳細に記憶しており、また、元同僚が「申立人は、厚生年金保険の加入記録の始まる昭和27年2月以前から勤務していたと思う。」旨陳述していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和27年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料等は保存していないが、厚生年金保険に加入していない時期に申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないと思う。」と陳述している上、前述の同僚も「厚生年金保険に加入する前は、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

なお、申立人保管の厚生年金保険被保険者証を見ると、資格取得日は昭和27年2月1日と記載されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の辞令から、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 15 日までの期間について、A社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社が作成し保管する従業員台帳の申立人欄を見ると、雇用保険の加入期間は記載されているものの、厚生年金保険については記載が無いところ、同社は、「当社の従業員台帳の申立人欄に雇用保険しか記録されていないことから、厚生年金保険については、申立人が加入を希望しなかったために加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと思われる。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が同僚であったと記憶する4人の加入記録を調査したところ、4人のうち2人は同社での加入記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 16 日から同年 9 月までの期間については、雇用保険の加入記録も確認できず、当該期間にA社で厚生年金保険に

加入している元従業員に照会したが、申立人の当該期間における勤務をうかがわせる陳述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A市B区にあった事業所に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。事業所名は、記憶が定かでないが、「C」が入ることは間違いない。同社には、友人の紹介で入社し、D職としてE社に派遣され、勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A市B区に所在した事業所名に「C」が入る事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ても、A市B区において、事業所名に「C」が入る厚生年金保険の適用事業所の記録は無く、A市B区を管轄する法務局で該当する商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、当時の事情を知る者として、「C」と名の付く事業所への入社を紹介してくれたとする者を含む友人二人の名前を挙げていることから、当該二人に照会したが、一人は回答を得られず、もう一人は回答を得られたものの、申立人の申立てに係る事業所における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に派遣されていたとするE社にも照会したが、同社は、「関連資料が無く、申立期間当時の関係者も連絡先等不明のため、申立期間当時の取引先事業所及び申立人の勤務実態については不明である。」とし

ている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 29 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 48 年 7 月 21 日から同年 11 月 29 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 44 年 5 月の入社から平成元年 5 月の退職まで継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人に係る労働者名簿を3枚保管しているところ、当該労働者名簿には、雇入年月日がそれぞれ昭和 44 年 5 月 12 日、同年 12 月 15 日及び 48 年 11 月 29 日と記載されており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、A社提出の申立人に係る履歴書を見ると、上部欄外に「44.12.15」、下部欄外に「44.11.28」及び「48.7.20」のメモが確認でき、上部のメモは申立人の同社における資格取得日と、下部のメモは資格喪失日と符合しているところ、同社の総務担当者は、「当該メモは、当時の担当者が、申立人の入社日と退職日を記載したものであると思う。労働者名簿及び履歴書の記載どおり、申立人は申立期間に当社で勤務していない。」と陳述している。

さらに、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している同僚の一人は、「申立人は、短期間であるが会社を2回辞めたと思う。1回目は病気のため、2回目は友達の会社で働くためだった。」と陳述しているところ、同社提出の申立人に係る社員名簿を見ると、職歴欄に、申立人が申立期間②に他社で勤務して

いたことが記載されている上、申立人のA社における同僚の一人で、当該他社の経営者であったとする者も、「申立人には、申立期間②において、一時的にA社を退職してもらい、私の会社を手伝ってもらっていた。」と陳述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録とおおむね符合している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和44年11月29日及び48年7月21日の被保険者資格の喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返されたことを示す記載が確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日（平成9年2月11日）に係る記録を取り消し、平成9年4月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月11日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社の人事記録には、入社日が平成9年2月11日と記載されており、申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の記録、B社の人事記録及び申立人提出の平成12年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載内容から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人の同社での資格取得日の前後に同社で資格を取得している元従業員に照会を行ったところ、自身の入社日を記憶していると回答した者11人全員が、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していると回答していること、及び申立人は、申立期間の始期である9年2月11日に雇用保険の被保険者資格を取得しているところ、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「通常、従業員を入社日付けで厚生年金保険と雇用保険に加入させていた。」と陳述している上、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日の前後に、同社で資格を取得している者5人の雇用保険の記録を見ても、いずれの者も両保険の資格取得日は一致していることから、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及びii) 事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められる

として、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23年1月18日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日が9年2月11日に、標準報酬月額が56万円に訂正されている。

しかし、当該あっせん後に、事業主から提出された申立人に係る「1997年度分所得税源泉徴収簿」によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが明らかである。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年6月9日まで

私は、昭和54年4月に代表取締役としてA社を設立し、社会保険労務士に社会保険への加入も依頼した。

しかし、厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社という名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

一方、同僚の陳述及び商業登記簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社ではなく、B社に代表取締役として勤務していたものと推認される。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和55年6月9日になってからであり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様にB社が適用事業所となった昭和55年6月9日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月頃から22年3月頃まで

私は、昭和21年11月頃にA社（現在は、B社）に入社し、22年3月頃に進学のために同社を退職するまで継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人は、従事していた業務内容を具体的に記憶しているほか、申立人が主張する同社の所在地と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された所在地がおおむね符合していることなどから、申立人は、当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから判断すると、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録のある17名の同僚を抽出して調査したものの、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての具体的な陳述を得ることができず、確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはでき

なかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。雇用保険の記録により、申立期間も同社で勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社の元代表取締役及び元取締役は、いずれも、「申立期間当時の給与計算は毎月 20 日締めのみ月末払であったため、厚生年金保険の資格取得の手続きは、給与計算が日割りとなる入社月には行わず、入社翌月 1 日付けで行っていた。したがって、申立人のように 8 月 1 日に入社したのであれば、病気の家族がいる等の特別な申出がない限り、9 月 1 日付けの資格の取得となり、厚生年金保険料も同月分から控除して納付している。申立人からは特に申出を受けなかったため、申立期間に係る給与から保険料は控除しておらず、社会保険事務所（当時）に納付もしていない。」と陳述している。

また、前述の元取締役は、「雇用保険については、入社と同時に加入させていた。」としているところ、A社の元従業員のうち、平成 2 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の資格を取得している 6 人及び申立人と同じ同年 9 月 1 日付けで資格を取得している 4 人の合計 10 人について、雇用保険の加入記録を確認したところ、記録の確認できた 9 人のうち 7 人は、雇用保険の資格取得日より 1 か月後に、残る 2 人は同 2 か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、元代表取締役等の陳述と符合する。

さらに、前述の元従業員 10 人のうち、連絡先の判明した 8 人に照会したものの回答が無く、これらの者から、厚生年金保険未加入期間における保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には中学卒業後の昭和 25 年 4 月に入社したと記憶しているが、同じ中学校の同級生で同時期に入社した同僚は、同年 11 月 1 日から同社での加入記録が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は昭和 31 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録も確認できない上、申立人が同社の責任者であったとする者及びB職であったとする者は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除が確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚の陳述から、A社では、入社後しばらくは厚生年金保険に加入しない「見習期間」があったと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 10 月 1 日に 9 人が、同年 11 月 1 日に 6 人が資格を取得した後、26 年 2 月 1 日に 1 人が、同年 6 月 1 日に申立人を含む 5 人が資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、一定の人数をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。一方、申立人が自身と同時期に同社に入社したとしており、申立期間に加入記録の有る元同僚二人のうち一人は、「申立人は私より 2 か月ないし 3 か月後に入社した。」

とし、残る一人も「申立期間に加入記録の有る3人は一緒に入社したが、申立人は私より1週間ほど遅れて入社した。」と陳述していることから、申立人は、これらの元同僚より遅れて同社に入社したと考えられ、これらの者と同日に資格を取得していなくても不自然ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10548 (事案 6700 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
前回の申立てに対し、年金記録確認第三者委員会が、A社に勤務していたことは推定できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が認められないと判断したことに納得できない。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（前回の申立期間は、昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで）に係る申立てについては、i) 複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推定できるが、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の保険料控除の状況について確認することができないこと、ii) 同僚の一人は、「私は、入社後 2 年ぐらいは社会保険に加入していなかった。」と陳述していることから、同社では必ずしも全ての従業員を入社時から厚生年金保険に加入させていなかったことが推察されること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難いこと、iv) 申立人は、昭和 36 年 3 月 6 日に申立人の母親及び兄と共に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、制度発足時の同年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できること等から、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の当委員会の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料等の提示は無く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年5月3日まで
② 昭和21年9月11日から24年4月1日まで

私は、昭和21年4月1日から24年4月1日までの期間、A社（昭和23年2月20日にB社に事業継承）の東部配給所で勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和24年3月の給与額は300円で、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、当該月まで勤務していたことに間違いはない。納得できないので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に在籍し、C支店で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和23年2月20日にB社に事業を継承した後、26年4月1日に民営化により廃止されており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は勤務先であるA社C支店の支店長及び同僚一人の名字を記憶しているものの、人物の特定ができず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②において被保険者資格を有する者から、連絡先が判明した9人を抽出して文書照会を行ったところ、6人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態についての陳述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「昭和24年3月の給与額は300円であった。」旨陳述して

いるところ、B社に係る上記被保険者名簿を見ると、昭和24年3月における被保険者の標準報酬月額は、2,700円から8,100円までの範囲内であることが確認でき、申立人が記憶する申立人自身の給与額と符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 48 年 7 月 1 日から 1 年間、B職として勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 48 年 7 月から、B職として勤務を始めたとしている同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間に厚生年金保険の被保険者として保険料を控除していたか否かについては、申立期間当時の資料を保管していないことから不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、上述の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日を見ると、同人の被保険者資格の取得日は申立人と同じ昭和 48 年 9 月 1 日であり、申立期間の被保険者記録は見当たらないとともに、申立期間当時、B職であったとする別の同僚二人も、自身の勤務開始日を被保険者資格の取得日より 1 か月前と記憶している上、上述の同僚を含む 3 人は、いずれも「研修を始めた最初の数か月間に保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と陳述している。

さらに、A社の設立時期（昭和 45 年 5 月）から同社の庶務課で勤務していたとする事務員は、「A社の設立当初は、勤務開始と同時に、B職を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった。昭和 49 年頃から勤務と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いになったと思うが、当時の資料は残っていない。」

と陳述しているところ、昭和49年7月1日から同社でB職として勤務していたとする同僚二人は、オンライン記録により確認できる被保険者資格の取得日と、記憶している勤務の開始時期が一致していることから、同社ではこの頃から、勤務を開始すると同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなったものと推測できる。したがって、同社では、申立期間当時は、B職について勤務開始後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 31 日から 31 年 7 月 2 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社にはB職として退職するまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社でB職として継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者数等を確認するとともに、複数の元従業員に申立期間当時の状況を照会したところ、i) 同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 11 月 1 日に、被保険者資格を取得した 21 人中 11 人（申立人を含む）は、30 年 8 月 1 日までに同資格を喪失しており、このうち 3 人は、申立人と同様に被保険者期間の空白があることが確認できること、ii) 同社が厚生年金保険の適用となった日の翌日（昭和 28 年 11 月 2 日）から 31 年 7 月 2 日までの期間に被保険者資格を取得した者は見当たらず、当該期間の被保険者数は 21 人から 10 人にまで減少したが、申立人が再度被保険者資格を取得した同年 7 月 2 日時点では、被保険者数が 27 人に増加していることが確認できること、iii) 上記の被保険者名簿において、申立期間前後に被保険者記録のある者のうち、所在が判明し回答が得られた 8 人及び申立人は、申立期間当時の従業員数を 23 人から 50 人ぐらいまでであったと陳述しており、いずれの者も当該期間に従業員数が大幅に減少することはなかったと陳述していること、iv) 上記の被保険者名簿において、申立期間も被保険者資格が継続している者が 10 人確認でき

るところ、回答を得られた5人及び申立人は、これら10人は同社における管理監督の立場の者であり、他の従業員を取りまとめる役を担っていたが、i)において空白期間のある3人は、責任ある立場の者ではなかった旨陳述している。

これらのことから判断すると、A社では、申立期間当時、責任ある立場の者は厚生年金保険に継続して加入させ、それ以外の者は何らかの理由により厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、回答が得られた上述iii)の8人からは、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができず、上述i)において、申立人と同様に空白期間がある3人は、いずれも所在が確認できないため、これらの者から自身及び申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができなかった。

さらに、A社は、昭和55年8月20日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、元事業主、元役員及び元経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10552 (事案 6342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 50 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、叔父であるA社の事業主に何度も強く勧誘されB職で勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、申立事業所での勤務は推認できるものの、申立期間に係る保険料控除が推認できる周辺事情等が見当たらないとして、記録訂正は認められない旨の通知を受けた。

新たな資料等の提出は無いが、正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していないことは考え難いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主の妻及び同僚の陳述から、期間の特定はできないが、申立人がA社で勤務していたことは推認できるものの、i) 同社は既に解散しており、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の叔父である事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会したが、同社における厚生年金保険の加入状況及び申立人の保険料控除を推認できる回答は得られなかった。iii) 雇用保険の記録を見ると、同社における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚には符合する雇用保険の記録が確認できるところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間において厚生年金保険の加入資格が十分あったと信じており、事業主の妻及び当時の同僚にこの点について再度問い合わせを行い、これを参考資料として、申立人に加入資格が有ったか否かにより、認定への適合性を判断していただきたい。」と申し立てていることから、事業主の妻及び申立期間においてA社に係る前述の被保険者名簿に記録がある7人のうち、連絡先が確認できる5人に再度事情照会し、事業主の妻を含む4人から回答を得たが、申立人の雇用条件及び勤務内容等について具体的に記憶する者はおらず、申立人の申立期間における保険料控除を推認できる回答は得られなかった。

また、申立人から新たな関連資料の提出は無く、保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10553 (事案 6789 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 31 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社で勤務し、また、申立期間②はB社で勤務していた。しかし、これらの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できないため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知の後に申立期間①及び②の同僚の名字を思い出したので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社C支店は、昭和 36 年 4 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、ii) 申立期間のうち、同年 4 月 1 日以降は適用事業所となっていない期間に当たること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に勤務していたことが推認できる。しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録の有る者は申立人が名前を挙げた者以外に 4 人確認できるものの、3 人は既に死亡しており、1 人は所在不明のため、これらの者に事情照会することができないこと、iv) 申立人は、申立期間当時の当該事業所の従業員数は 12 人程度であったとしているところ、上記被保険者名簿において氏名が確認できるのは 5 人に過ぎない上、当該名簿に欠番は無いことから、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、

平成22年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、i) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に記録の有る同僚に事情照会し、回答を得た同僚からは、申立人に係る記憶は有るものの、申立人の勤務期間及び控除に係る陳述までは得られなかったこと、ii) 回答を得た複数の同僚からは、同社では、従業員全員について、入社後3か月ないし6か月間の試用期間を終了した後に、厚生年金保険に加入させていたとの陳述が得られたこと、iii) 同社は、平成11年10月2日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明のため、商業登記簿から会社閉鎖時に代表取締役として登記されている者に、申立人の厚生年金保険料控除に係る事情照会を行ったが、回答を得られなかったため、当時の状況は明らかとならなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人は、新たな事情として、女性の同僚一人の名字を思い出したとしているところ、A社C支店に係る前述の被保険者名簿に、当該名字の被保険者は見当たらない。

また、A社C支店に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者は4人確認できるところ、3人は既に死亡しており、1人は所在不明のため、これらの者に事情照会を行うことができない。

申立期間②について、申立人は、新たな事情として、同職種(D職)の同僚一人の名字を思い出したとしているところ、B社に係る前述の被保険者名簿に、当該名字の被保険者は見当たらない。

また、前回の同僚照会において回答を得られた同僚5人に、改めて事情照会を行ったものの、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた者について承知している者はいなかったため、当該同職種の同僚の所在も明らかとならず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日までが厚生年金保険の未加入期間となっている。
しかし、私は、A 社での勤務期間中、同社が納付すべき厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付した記憶があり、申立期間において厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る前述の被保険者名簿から、同社は、昭和 42 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、申立人とほぼ同時期から A 社の業務に従事し始めた旨陳述している同僚も、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

なお、申立人は、「当時の A 社は、資金繰りが苦しく、手形が不渡りになったことなどにより、厚生年金保険料の未払が生じたが、私は、申立期間に大変な思いをして未払金を精算した記憶があるので、未納となっている保険料は無

いはずであり、申立期間が厚生年金保険の未加入期間であることは納得できない。」旨主張しているところ、A社が適用事業所とはなっていない申立期間に係る厚生年金保険料の納入告知が行われたとは考え難いことから、申立人が申立期間において社会保険事務所に納付したとする保険料は、同社が適用事業所であった期間に係る保険料の未納分であったと考えることが自然である。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 22 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 10 月 21 日にA社を解雇となり、一か月分の解雇予告手当が振り込まれたが、当該解雇予告手当額は、毎月の給与振込額と同額であったので、同年 10 月の厚生年金保険料が控除されていたと思う。
年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 61 年 10 月 22 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、A社における申立人の雇用保険の離職日は昭和 61 年 10 月 21 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる上、申立人は、「昭和 61 年 10 月 20 日に、A社から、一か月分の解雇予告手当を支払うので、翌日の同年 10 月 21 日付けで解雇する旨通知された。同年 10 月 22 日以降において同社に勤務していない。」旨陳述している。

また、A社の事務担当をしていた事業主の妻は、「申立期間当時の資料等は残っていないので、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、A社での申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和 61 年 10 月 22 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 30 日から 26 年 3 月 1 日まで
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、夫と私は、申立期間中に結婚しており、夫は、当該期間に無職であったはずはなく、A社（現在は、B社）又はC社（現在は、D社）のいずれかに勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社又はC社のいずれかに勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当社が保管する被保険者資格喪失届を見ると、申立人は、当社での厚生年金保険の被保険者資格を昭和 24 年 6 月 30 日に喪失しており、資格喪失の原因は『解雇』と記載されていることが確認できる。また、申立人と同日付で資格を喪失している従業員が 851 人おり、当該資格喪失者全員の資格喪失原因は『解雇』である。解雇に伴って被保険者資格を喪失したのであれば、当社を退職したと考えられる。」旨回答しており、同社提出の被保険者資格喪失届における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの昭和 24 年 6 月 30 日となっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和 24 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚のうち、連絡の取れた二人は、「A社での私の在籍期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。退職理由は、当時、同社で早期希望退職者を募っていたからであり、退職金も割増して支払われた。決して強制的な解雇ではなかった。」

旨陳述している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる者のうち、所在が確認できた者に照会したものの、同社での申立人の申立期間における勤務実態に関する陳述を得ることはできなかった。

なお、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社は、昭和24年7月1日にF社に名称変更していることが確認できるものの、上記名簿から、当該名称変更後も継続して同一の被保険者名簿が使用されていることが確認でき、当該名称変更に伴い申立人の被保険者記録が欠落したことは考え難い。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が入社した頃には、申立人は、既にE職として在籍していた。」旨陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間中の昭和25年1月下旬頃には、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から3か月ないし7か月間後であることが確認できる上、うち一人の同僚は、「私は、当時の事業主から、3か月間の試用期間があることを告げられ、試用期間経過後に健康保険被保険者証を渡された記憶がある。E職は、離職率が高かったので、事務員であった私よりも試用期間が長かったと思う。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C社の申立期間当時の経理事務担当者であったとする同僚は、「私は、給料計算を含むC社の事務全般を担当し、給料明細書も作成していた。上司が私の事務処理の確認及び点検をしっかりと行っていたので、厚生年金保険に未加入の従業員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

さらに、D社は、「当時の資料等が残存せず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

加えて、C社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から25年11月2日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和22年12月から25年11月まで、同社の各支店でB職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務状況を詳細に記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、当社の従業員は、正社員（C職等）及び準正社員（D職）に分かれており、社員及び準正社員のうち一部の者については厚生年金保険及び健康保険に加入させていたが、一部を除く準正社員については健康保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。また、社員については当社の人事記録に記録が残っており、厚生年金保険に加入させていた者については当社の厚生年金保険加入台帳に記録が残っているが、いずれの資料にも申立人の記録は無いことから、申立人は、当社で厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚のうちB職であった7人は、いずれも所在不明である上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員59人に照会を行ったところ、回答があった44人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の回答があった元従業員のうち二人（このうち一人はB職）は、「自身は、D職としてA社に入社し、その後正社員に登用された。正社員にな

るまでは厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

また、申立人は、「A社では、給与は日給に勤務日数をかけた額が支給されており、賞与は支給されなかった。」と陳述しているところ、A社及び多数の元従業員は、「申立期間当時、社員は月給制であったが、準正社員は日給月給であった。」と陳述しているほか、同社の会計担当及び庶務担当であったとする元従業員二人は、「当時、賞与は社員のみを支給され、準正社員には支給されていなかった。」と陳述していることから、申立期間当時、申立人が準正社員であったことがうかがえる。

さらに、A社は、「申立期間当時、準正社員を正社員扱いに昇格させる登用制度があったが、全員が昇格の対象となるわけではなく、指導的立場になれる者を会社の判断で登用したものと思われる。」と陳述しているほか、上記の庶務担当であったとする元従業員も、「当時、支店長が準正社員を正社員扱いに昇格させたいと判断した場合には、本社で検討を行い、準正社員から正社員扱いに昇格させることはあったが、その対象となるのはごく一部の成績優秀者に限られていた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 12 月から 26 年 5 月まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店には、昭和 25 年 12 月から 26 年 5 月まで、C職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち 20 人に照会を行ったところ、回答があった 11 人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、元従業員からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、自身は正社員ではなかった。」旨陳述していることから、当時、申立人は正社員ではなかったことがうかがえるところ、上記の回答があった元従業員のうち二人は、「自身は、A社B支店に臨時社員として採用され、その後、正社員登用試験を受けて合格し、正社員となった。厚生年金保険には、正社員になってから加入した。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち申立期間①、及び同社C支店に勤務した期間のうち申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店には昭和 55 年 4 月末日まで、同社C支店には 56 年 3 月末日まで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店は、平成 19 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B支店及び同社本社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚 2 人及び申立期間にA社B支店で被保険者記録が有る元職員 12 人に照会したところ、回答があった 7 人中 4 人が申立人を記憶していたが、いずれも、「申立人がA社B支店で勤務した時期を明確には記憶していない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もA社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社C支店及び同社本社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚に照会を行ったものの、回答が得られなかったほか、申立期間にA社C支店で被保険者記録が有る元職員18人（上記の同僚を除く。）に照会したところ、回答があった5人は、いずれも申立人を記憶していないため、同僚等からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 47 年 3 月 31 日まで同社B支店のC職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社で昭和 47 年 3 月 28 日に離職しており、申立期間における勤務を確認できないほか、雇用保険における資格取得日及び離職日に係る記録は、厚生年金保険における資格取得日及び資格喪失日に係る記録と一致している。

さらに、A社において、申立人と同年の昭和 47 年に資格を喪失している元職員 7 人のうち、雇用保険の記録が確認できた 4 人は、いずれも、離職日に係る記録が厚生年金保険の資格喪失日に係る記録と一致していることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険と雇用保険を一体として加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人と同日の昭和 47 年 3 月 29 日にA社で資格を喪失している元職員は、「私は、昭和 47 年 4 月から新たな職場で勤務することになりA社を退職した。退職時に健康保険被保険者証を返却した記憶があり、同社で勤務した

期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していると思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 21 日から 47 年まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(又はB社)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和44年9月から47年まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社(又はB社)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いほか、過去に同社を経営していたC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年3月1日であり、申立期間において同社は適用事業所ではない。

また、C社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年であり、適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、A社の従業員であったとするC社の元役員も、「自身がA社で勤務した時期は覚えていないが、同社で勤務していた期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、C社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、「A社を退職したときに、会社からオレンジ色の手帳を交付されたことを明確に記憶している。」と陳述しているが、申立期間当時、被保険者が資格を喪失した際に事業主から交付されるのは、申立人が陳述する

手帳ではなく厚生年金保険被保険者証（紙製のカード）であり、当該陳述内容からは、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。